

【重要】検査方法の一部変更について

このたび、2025年4月1日施行の法令改正に伴い、排水および浴場水の大腸菌検査方法が以下の通り変更となりました。

弊社におきましても、同日より改正後の検査方法にて分析サービスを実施いたします。つきましては、ご依頼の際にはご留意くださいますようお願い申し上げます。

■ 検査項目の変更内容

・排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の改正

	変更前	変更後
分析項目 (方法)	大腸菌群数 (デソキシコレート寒天培地法)	大腸菌数 (特定酵素基質培地法)
基準値	3000CFU/mL 以下（日間平均）	800CFU/mL 以下（日間平均）

・公衆浴場における水質基準等に関する指針の改正

	変更前	変更後
分析項目 (方法)	大腸菌群 (デソキシコレート寒天培地法)	大腸菌 (特定酵素基質培地法)
基準値	1個/mL 以下であること	1個/mL 以下であること

■ ご対応のお願い

検査をご依頼の際は、変更後の表記に対応した依頼書をご提出くださいますようお願いいたします。依頼書は弊社ホームページよりダウンロードいただけるほか、1階受付にもご用意がございます。

なお、旧記載（大腸菌群数、または大腸菌群（浴場法））の依頼書でご提出いただいた場合でも、原則として特定酵素基質培地法による検査を実施いたします。あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<依頼書ダウンロードサイト>

<https://www.kankyokagaku.com/#link10>



QRコード